平成２５年（フ）第２４号
埼玉県加須市花崎２丁目14番地３　ラ・プロムナード106号
債務者　小河原一夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
埼玉県新座市栄５丁目10番８号　スカイコーポ並木202号室
債務者　會澤いつ子（旧姓西角）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
埼玉県桶川市大字加納246番地の６
債務者　岩上　雪子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
埼玉県上尾市須ヶ谷１丁目223番地７
債務者　茂木　雅弘
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
埼玉県川口市東川口１丁目５番37―302号　あい蘭道六番館
債務者　石井　智佐
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目２番２号　アルテ魚崎502号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町４丁目11番７号　サンテメゾン103号
債務者　小原　遼子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８号
神戸市須磨区白川台３丁目62番地の１　ニューライフ白川台617号
債務者　原野交通こと　原野　洙𠮷
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２号
神戸市東灘区本山中町３丁目３番２号　ジュネス本山301号、従前の住所愛媛県越智郡上島町弓削引野388番地
債務者　西村　佳高（旧姓南川）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９号
神戸市垂水区北舞子２丁目４番１―605号、従前の住所神戸市垂水区星陵台１丁目９番５―406号
債務者　髙木　茂夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目79番地の１　メゾンプロムナードⅡ304、申立時の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　N棟405号
債務者　旭　　秀孝
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７号
神戸市須磨区友が丘８丁目154番地
債務者　福岩　真紀
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９号
神戸市中央区北野町１丁目５番25号アンビエンテ北野303号
債務者　小室　賢二
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４５号
神戸市垂水区学が丘３丁目４番３―1111号
債務者　藤田加代子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４号
大分県由布市挾間町挾間545番地１
債務者　松村　誉也
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―24―308
債務者　小口　恵美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３００号
さいたま市中央区本町東２丁目10番20号　ローズハイツ201号室
債務者　土岐杳こと　土岐　よう（旧姓崎原）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
名古屋市南区赤坪町６番地
債務者　小島　徹也
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部